

警視庁職員互助組合に関する規程

昭和51年4月1日
訓令甲第12号

[沿革] 昭和52年4月訓令甲第8号 (い)	平成15年3月同第10号 (た)
54年3月同第10号 (ろ)	15年4月同第18号 (れ)
55年3月同第3号 (は)	20年3月同第11号 (そ)
57年4月同第8号 (に)	20年12月同第35号 (つ)
平成元年3月同第5号 (ほ)	21年4月同第8号 (ぬ)
元年4月同第9号 (へ)	22年3月同第9号 (な)
3年3月同第5号 (と)	23年10月同第15号 (ら)
5年12月同第25号 (ち)	25年3月同第13号 (む)
6年4月同第9号 (り)	25年12月同第30号 (う)
7年3月同第8号 (ぬ)	27年3月同第20号 (ゐ)
12年3月同第18号 (る)	27年9月同第36号 (の)
12年10月同第30号 (を)	28年2月同第2号 (お)
14年3月同第5号 (わ)	28年10月同第30号 (く)
14年7月同第32号 (か)	
14年12月同第47号 (よ)	

東京都警察職員互助組合に関する規程（昭和43年10月7日訓令甲第34号）の全部を次のように改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
 - 第2章 組合員及び組合費（第6条－第16条）
 - 第2章の2 準組合員及び会費（第16条の2－第16条の4）（り）
 - 第3章 役員等（第17条－第26条）
 - 第4章 評議員会（第27条－第38条）
 - 第5章 給付事業（第39条－第48条）
 - 第6章 福祉事業（第49条）
 - 第7章 会計（第50条・第51条）
 - 第8章 事務援助（第52条－第54条）
 - 第9章 補則（第55条）
- 付則

第1章 総則

(組合の根拠及び名称)

第1条 この組合は、警視庁職員互助組合に関する条例(昭和36年東京都条例第38号。以下「条例」という。)に基づいて組織し、警視庁職員互助組合(以下「組合」という。)という。(り)

(組合の事業)

第2条 組合の事業は、次のとおりとする。

- (1) 給付事業
- (2) その他の福利厚生を目的とする事業

(組合の事務所)

第3条 組合の事務所は、東京都千代田区霞が関二丁目1番1号警視庁内に置く。

(組合の統理)

第4条 組合は、警視総監がこれを統理する。

(事務局)

第5条 組合に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他所要の職員を置く。

第2章 組合員及び組合費

(組合員の範囲)

第6条 組合員の範囲は、次の者とする。(ち)

- (1) 警視庁職員
- (2) 一般職非常勤職員(警視庁一般職非常勤職員を職名とする者をいう。)(そ、み)
- (3) 組合の職員
- (4) 警察共済組合警視庁支部の職員
- (5) 一般財団法人自警会事務局の職員(と、つ、う)

(組合員の資格の取得)

第7条 前条に規定する者は、その職員となった日から組合員の資格を取得する。

(組合員の資格の喪失)

第8条 組合員が退職又は死亡したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

(組合費の負担)

第9条 組合員は、組合の給付その他の費用に充てるため、組合費を負担するものとする。

(組合費の率と納入)

第10条 前条の規定により組合員が毎月負担する組合費の額は、その者の給料月額に1,000分の4.8を乗じた額とする。(ろ、は、に、へ、と、る、の)

2 組合費は、給与支給機関が毎月給与支給の際控除し、所定の方法で速やかに組合に払い込むものとする。

(組合費の算定基準)

第11条 組合費の算定基準となる給料は、毎月初日現在による。ただし、月の途中において組合員の資格を取得したときは、その資格を取得した日現在による。

(給料に準ずる報酬等)

第12条 組合員が給料に代わる報酬を受けているときは、これを給料と見なして組合費を徴収する。

2 休職者又は停職者の組合費は、その処分を受けた月の前月の給料を基準とする。

(月の中途転出入者の組合費等)

第13条 月の中途において組合員の資格を取得し、又は喪失した者のその月の組合費は、1か月分を徴収する。

2 組合員がその資格を喪失した月において、再び組合員の資格を取得したときは、その月分の組合費は払い込むことを要しない。ただし、資格喪失の日が月の初日であるときはこの限りでない。

(給料支給額が組合費に満たない者等の組合費の徴収)

第14条 給料の支給を受けていない組合員又はその給料支給額が組合費に満たない組合員の組合費は、次回以降における給料支給の際、徴収するものとする。ただし、その組合員が無給休職者等で次回以降においても給料の支給を受けない者であるときは、別途組合費を毎月納入させるものとする。

(組合費の改定)

第15条 組合費に異動を生ずる事由があったときは、その翌月から組合費の額を改定する。ただし、月の初日に異動の事由が生じたときは、その月からとする。

(組合費の過払い及び未払込み)

第16条 組合は、組合員がその資格を喪失した場合において、組合費の過払込みがあるときはこれを返還し、組合費の未払込みがあるときは、本人からこれを徴収するものとする。ただし、未払込みがある場合で、給付金があるときは、その額からこれを控除することができる。

第2章の2 準組合員及び会費 (り)

(準組合員の資格)

第16条の2 準組合員になることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、準組合員になることを希望する者とする。(り、ぬ、わ、そ)

- (1) 定年に達し、又は非違によることなく勸奨を受けて警視庁を退職した者（警視庁再任用職員及び一般職非常勤職員を除く。）(み)
- (2) 組合、警察共済組合警視庁支部又は一般財団法人自警会事務局を退職した者で、前号に準ずるもの(ぬ、う)
- (3) 理事長が特に認める者(ね)
(会費の納入)

第16条の3 準組合員は、組合の行う事業の費用に充てるため、会費を納入するものとする。(り)
(事業の実施等)

第16条の4 準組合員を対象とする事業の実施、準組合員資格の有効期限等に関する事項は、理事長が定める。(り)

第3章 役員等

(役員)

第17条 組合に、次の役員を置く。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 監事

(役員の数及び選任)

第18条 理事長には副総監を、副理事長には警務部長を充てる。(そ)

2 理事の定数は10人以内とし、そのうち3人については、事務局長、厚生課長及び警察共済組合警視庁支部事務局長（以下「共済組合事務局長」という。）を充て、他は理事長が選任するものとする。(ぬ)

3 理事のうち、事務局長を常任理事とし、他を非常勤理事とする。

4 監事の定数は2人とし、1人は会計課長を充て、他は組合員の中から理事長が選任する。(ぬ)

(理事及び監事の任期)

第19条 理事及び監事の任期は、その者が選任されたときの職にある期間とする。

(理事長の職務及び代理)

第20条 理事長は、組合の事務を統轄し、組合を代表する。(そ)

2 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理する。

3 理事長は、組合の運営に際し、重要な事項については随時、警視総監に報告しなければならない。

(理事長の専決処分)

第21条 理事長は、次章に規定する評議員会が成立しないとき、評議員会を招集するいとまのないとき、又は評議員会において議決すべき案件を議決しないときは、その議決すべき案件を処分することができる。

2 理事長は、前項の規定による処分を行ったときは、次回の評議員会において報告し、承認を求めなければならない。(ら)

(副理事長の職務)

第22条 副理事長は、理事長を補佐して組合の事務を掌理する。

(理事の職務)

第23条 理事は、組合の業務運営に関し理事長及び副理事長を補佐する。

2 事務局長たる理事は、前項のほか、組合の事務を処理する。

(理事会)

第24条 理事長、副理事長及び理事をもって理事会を構成し、理事長がこれを招集して重要事項を協議する。

(監事の任務)

第25条 監事は、組合の経営に係る事業の管理、組合の出納その他業務の執行を監査する。

2 監事は、毎事業年度少なくとも1回以上期日を定めて前項の規定による監査を実施しなければならない。

3 監査を補助するための監査員を置き、会計監査室長をこれに充てる。(ぬ)

4 監事は、監査の結果を理事長及び評議員会に報告しなければならない。

(組合職員)

第26条 組合には、組合の事務及び事業に従事させるため、組合から給与を支弁する職員を置くことができる。

第4章 評議員会

(評議員会)

第27条 組合に評議員会を置き、評議員をもって構成する。

(評議員の定数及び選任)

第28条 評議員の定数は22人とし、次の各号に掲げる組合員の中から当該各号に定める員数の評議員を理事長が選任する。(ほ、を、れ、く)

(1) 警視庁職場の声提案制度における代表職員にある者

11人(ほ、を、れ、く)

(2) 警視庁本部の管理職にある者

9人(れ)

- (3) 警視庁警察学校の管理職にある者 1人
 - (4) 警察署の管理職にある者 1人 (ほ、を、く)
- 2 評議員は、組合の役員を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第29条 評議員の任期は、選任されたときの委員又は職にある期間とする。

- 2 評議員に欠員を生じたときは、前条各号の選任区分に従い、それぞれ補充するものとする。
- 3 理事長は、特別の事情があるときは、第1項の規定にかかわらず、評議員の任期を延長し、又は短縮することができる。(お)

(評議員会の議決事項)

第30条 評議員会は、次の事項を議決するものとする。(そ)

- (1) 収支予算を定めること。
- (2) 決算を認定すること。
- (3) 組合規程の制定改廃に関すること。
- (4) 収支予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄すること。
- (5) 基金の設置及び廃止に関すること。
- (6) 前各号のほか、理事長が必要と認めて付議する事項

(評議員会の招集)

第31条 評議員会は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長は、評議員定数の3分の1以上の者から、会議に付議すべき案件を示して評議員会の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第32条 評議員会は、評議員の中から議長を互選しなければならない。

- 2 議長は、議場の秩序を維持し、議事を整理し、評議員会の事務を統理し、評議員会を代表する。

(評議員会の定足数)

第33条 評議員会は、評議員定数の半数以上の評議員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 評議員会の議事は、出席評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(文書審議)

第34条 理事長は、緊急を要する等特別の事情により評議員会を招集することが困難と認める場合には、前条第1項の規定にかかわらず、文書をもつ

て評議員の審議を求めることができる。

(表決権の委任)

第35条 評議員会の会議に出席することのできない評議員は、あらかじめ書面で表決に関する権限を他の評議員に委任し、表決することができる。

2 前項の場合において、委任を受けた評議員は、あらかじめ委任を受けたことを証する書面を議長に提出しなければならない。

(意見聴取)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、評議員会に組合員又は組合員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(書記)

第37条 評議員会に書記を置く。

2 書記は、組合の事務に専従する職員の中から理事長が指名する。

3 書記は、上司の命を受け、評議員会の庶務に従事する。

(会議録)

第38条 議長は、書記をして会議録を作成させ、会議の状況を明らかにしておかなければならない。

2 組合員は、会議録を閲覧することができる。

第5章 給付事業

(給付の事業種別)

第39条 組合は、組合員の結婚、出産、退職、死亡、災害及び傷病並びにその家族等（次条に規定する家族及び被扶養者をいう。）の出産、就学、死亡及び傷病に関する給付を行う。（と、な）

2 前項に規定する給付の種別、額、要件等については、理事長が評議員会の議決を得て別に定める。

(被扶養者等の範囲)

第40条 この規定において「家族」とは、扶養事実の有無にかかわらず組合員の配偶者、子及び父母をいい、「被扶養者」とは、次の者で、主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。（と）

(1) 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹

(2) 組合員と同一世帯に属する3親等内の親族で、前号に掲げる者以外のもの

(3) 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの、父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一世帯に属するもの

(遺族の範囲及び順位)

第41条 第39条の規定により給付を受けるべき組合員又は組合員であった者の遺族の範囲及び順位は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者
- (2) 子、養父母、実父母、孫、養祖父母、実祖父母及び兄弟姉妹で、組合員又は組合員であった者の死亡当時、主としてその収入により生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であった者の死亡当時、主としてその収入により生計を維持していたもの
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しないもの
(同順位者が2人以上ある場合の給付)

第42条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が2人以上ある場合においては、その給付は人数に等分して支給するものとする。ただし、その請求及び受領に当たっては、総代者を定めなければならない。

(支払未済金の給付)

第43条 この規定に基づく給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付で、その支給を受けなかったものがあるときは、前2条の規定に準じて、その者の遺族(弔慰金については、これら給付に係る組合員であった者の他の遺族)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

(支給額の算定方法)

第44条 給付額算定の基準となるべき給料は、給付事由発生時の組合費の算定基準となった給料月額とし、その25分の1に相当する金額をもって給料月額とする。

(給付の非譲渡性)

第45条 給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することができない。

(給付の制限)

第46条 組合員若しくは組合員であった者又はその家族等が次の一に該当する場合において、給付の全部又は一部を支給しないことができる。(と)

- (1) 故意又は重大な過失により給付原因たる事由を生じさせたとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、組合員の義務に違反したとき。

(給付の決定)

第47条 給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合

が決定する。

(給付の消滅)

第48条 給付を受ける権利は、その給付事由発生の日から2年間請求しないときは消滅する。

2 前項に規定する期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）の期間の計算に関する規定を準用する。

第6章 福祉事業

(福祉事業)

第49条 組合は、組合員及びその家族等の福祉を増進するため、次の事業を行うことができる。(と)

- (1) 保健、保養のための施設のあっせん(む)
- (2) 医療補助を目的とする事業
- (3) 生活必需物資の販売及びあっせん事業(む)
- (4) 生活資金の貸付事業(い、に、そ)
- (5) 前各号のほか、組合員及びその家族等の福祉増進のため必要と認める事業(い)

2 組合は、前項第4号の事業の実施に当たって、貸付けの都度、貸付金額の3パーセントを超えない範囲内で手数料を徴収することができる。(と)

3 前2項の事業の実施について必要な事項は、理事長が定める。

第7章 会計

(組合の事業年度及び会計)

第50条 組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 財産の管理、会計事務及び予算に関する事項は、理事長が定める。

(収入金及び支払金の端数整理)

第51条 組合の収入金及び支払金に関しては、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和33年法律第12号）を準用する。

第8章 事務援助

(事務の処理)

第52条 所属長及び共済組合事務局長は理事長が定めるところにより、所属内における組合の事務を処理するものとする。

(運営に関する配慮)

第53条 所属長は、組合の健全な運営と事務処理を図るため、組合に対し、便宜供与その他必要な配慮を行うものとする。

(連携の保持)

第54条 事務局長と警視庁の厚生課長は、相互に密接な連携を保持すると

もに、組合の事務のうち重要事項については、その都度協議するものとする。

第9章 補 則

(運営細目)

第55条 この規程に定めるもののほか、組合の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則 (昭和51年4月1日訓令甲第12号)

- 1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。(る、か、よ、た)
(組合費の特例)
- 2 平成15年1月1日から平成16年3月31日までの間において、第10条第1項中「その者の給料月額」とあるのは「その者の給料月額(職員の給与の特例に関する条例(平成14年東京都条例第108号)第1条第2項の規定の適用を受ける組合員にあっては同項の規定により減額された給料の月額及び職員の給与に関する条例第9条の給料の調整額の合算額。以下同じ。)」とする。(る、か、き)
(組合費掛金率の経過措置)
- 3 平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間における第10条第1項の規定の適用については、同項中「1,000分の4.8」とあるのは、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間においては「1,000分の3.7」、同年4月1日から平成17年3月31日までの間においては「1,000分の4.2」とする。(た)

附 則 (平成5年12月17日訓令甲第25号)

この訓令は、平成5年12月17日から施行する。

附 則 (平成6年4月15日訓令甲第9号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 略 [警視庁本部の課長代理の担当並びに係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正]
- 3 略 [警視庁機動隊及び警視庁特科車両隊運営規程の一部改正]

附 則 (平成7年3月15日訓令甲第8号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

(組合費の率と組合費の特例経過措置期間)

附 則 (平成12年3月27日訓令甲第18号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。ただし、附則に一項を加

える改正規定は平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月6日訓令甲第30号）
（施行期日）

この訓令は、平成12年10月12日から施行する。

2 略「警視庁第十方面本部の新設に伴う関係訓令の整理に関する規程」

附 則（平成14年3月15日訓令甲第5号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

（組合費の特例経過措置の再指定）

附 則（平成14年7月22日訓令甲第32号）

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成14年12月27日訓令甲第47号）

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日訓令甲第10号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日訓令甲第18号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日訓令甲第11号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日訓令甲第35号）

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日訓令甲第8号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令甲第9号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日訓令甲第13号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令甲第20号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月25日訓令甲第36号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年2月17日訓令甲第2号）

この訓令は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成28年10月24日訓令甲第30号）

この訓令は、平成28年10月25日から施行する。